

協議事項(2):

知立市附属機関の設置に関する条例等の改正及び 知立市総合公共交通会議設置要綱等の制定について

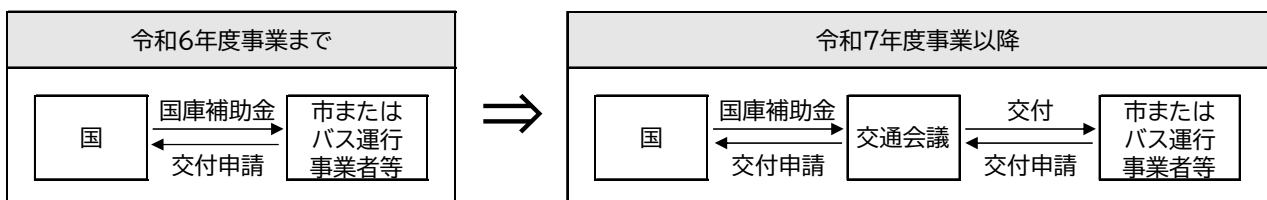
【概要】

知立市総合公共交通会議の市の附属機関としての位置付けを廃止し、道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、地域交通法)に基づいた協議会としての位置付けに変更するため知立市附属機関の設置に関する条例等の改正及び附属機関から廃止された後の交通会議の設置及び運営について、知立市総合公共交通会議設置要綱等を規定するもの。

項目	旧	新
設置に関すること	知立市附属機関の設置に関する条例	知立市総合公共交通会議設置要綱
運営に関すること	知立市総合公共交通会議運営規程	
予算に関すること	なし	知立市総合公共交通会議事務取扱規程
事務局に関すること	知立市附属機関の設置に関する条例施行規則	

【変更する理由】

令和2年の地域交通法の改正により、交通計画と補助金の紐づけが重視され、令和7年度事業(令和6年10月1日～令和7年9月30日事業分)以降は、同法に基づく協議会に国が交付するものとされ、現在の市の附属機関としての位置付けでは、交通会議に予算の執行権限はなく、補助金の交付を受けるための会計を持つことが出来ない。これにより令和7年度事業の補助金申請に支障が出るため。



【変更する内容】

- ・名称は「知立市総合公共交通会議」のままとする。
- ・交通会議で予算を算定
- ・交通会議の委員構成を変更
- ・委員報酬から委員報償金に変更

【変更のための手続きと今後の流れ】

令和6年11月	第2回 総合公共交通会議にて設置要綱等の協議
令和6年12月	市議会3月定例会議案として条例等改正案を提出
令和7年 3月	条例等改正案の可決予定
令和7年 3月	第3回 総合公共交通会議にて報告
令和7年 3月	運輸局、県に報告
令和7年 4月	現在の運営規程の廃止、設置要綱等の運用を開始
令和7年 5月	新しい位置付けで第1回 総合公共交通会議を開催